

第2期 第5回 横浜市税制調査会

平成27年1月23日(金)

午後4時00分から午後5時00分まで

財政局311会議室

<p>税制課長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第2期第5回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。</p> <p>横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、〇〇委員、〇〇委員がご欠席となっておりますが、委員5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、要綱第8条の規定により調査会の会議は公開するものとする事とされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。座長、いかがでしょうか。</p>
<p>座長</p>	<p>非公開にする理由はありませんで、公開とします。</p>
<p>税制課長</p>	<p>それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>座長</p>	<p>本日の議題ですが、お手元にご置きます資料の議題の一つ目です。平成27年度税制改正の概要報告についてです。審議の時間は、1時間と短くなっております。まずは、事務局から、税制改正の内容について、ご説明を頂いたうえで、ご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>今年の税制改正については、市税の影響が大きなものになっております。今回、また、年度を改めて次回以降、引き続きこの議題で議論していきたいと思ひます。特に法人関係、地方法人課税が転機を迎えると申し上げてもいいかもしれません。都道府県税、市町村税それぞれございますけれども、特に市にとっての影響が非常に大きいものですので、ぜひ先生方に十分にご審議を頂いて、来年度になってから、意見書・報告書をまとめていきたいと思ひます。まずは第1回という事で、内容が分からない部分もありますが、事務局からご説明をいただき、考えていきたいと思ひます。</p>
<p>税制課長</p>	<p>まず、配布資料の説明をいたします。上から12月30日に与党が提出した税制改正大綱、次にホチキス止めで税制改正による増減収の見込み、これは政府税制改正大綱の資料です。それから、総務省が作成している平成27年度地方税制改正(案)になります。本日は、法人を中心に説明したいと考えております。</p> <p>まずは、平成27年度税制改正大綱をご覧ください。1枚おめくりいただきまして1ページをばらしてください。平成27年度税制改正の基本的考え方が記載してございます。法人については、中段以降の部分になります。</p> <p>今後、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく必要がある。そのため、企業</p>

収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという、経済の好循環を着実に実現していくことが重要である。税制においても、企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、平成 27 年度から法人税改革に着手し、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正して、広く負担を分かち合う構造へと改革する。まず、平成 27 年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させる。これにより、国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）は、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）となる。さらに、引き続き、平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく。

続きまして、6 ページをご覧ください。今年度ご議論いただきました企業立地施策と関係がある部分になります。人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方の企業において雇用の場を確保し、人材を定着させることが必要である。このため、地方公共団体における計画的・戦略的な企業誘致の取組みと相まって、企業が、その本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方においてその本社機能等を拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税を創設するとともに、雇用の増加に対する税額控除制度（雇用促進税制）の特例を設ける。という地方拠点強化税制が創設されます。

税制改正大綱に記載された他の事項は、細かいものになりますので、割愛させていただきます。

続きまして、3 つ目の資料の平成 27 年度地方税制改正（案）についてという資料をご覧ください。

今回の税制改正のうち、地方税に関係するものということで総務省がまとめたものになります。1 点目の法人税改革、これは県の法人事業税についてですけれども、外形標準課税が拡大される予定です。資本金 1 億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2 年間で、現行の 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大をしていきます。

次の車体課税についてですが、これは横浜市にも少し影響がありまして、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しとありますが、自動車取得税が減税されますと、横浜市は県から交付金という形で収入を得ておりますので、その原資が減ることになり、その財源措置はどのようになるのかが問題となっております。軽自動車税については、昨年 4 月に税率を引き上げたところですが、軽四輪については、27 年度以降に新規取得した分から、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入するとしたこと、また、二輪車の引上げ時期を 1 年間延期するという措置がされます。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページをご覧ください。3 の消費税率 10% への引上げ時期の変更につきまして、3 つ目の丸ですが、車体課税の見直しに併せて地方法人課税の偏在是正が触れられております。平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10% 段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得るということで、今回消費税率の引上げが延期されましたので、地方法人課税については、更に進めるということは起こりませんでしたけれども、28 年度以降の税制改正において、結論を得るという事で、更なる見直しが進めると記載されております。

これ以降は、ふるさと納税ですとか、固定資産税ですとか、色々ございますが、法人関係につきまして記載はございませんので、ご説明は以上でございます。

2 つ目の資料をご覧ください。増減収見込額が記載された資料となっております。こちらの方は、2 ページ目になります。地方税関係の改正様々ありましたが、それを数字で見

てみるとどうかということ。法人の関係を見ますと、上から二つ目が法人住民税です。こちらは、均等割の税率区分の基準の見直しという細かな改正がありまして、道府県が8億円増、市町村が23億円増となっております。法人事業税を見ますと、トータルでは、マイナス201億円となっておりますが、税率改正では、外形標準を入れるのと税率を引き下げるので均衡していますが、一番下の再計を見ますと、道府県税が増収と見込まれています。しかし市町村税は、国税の税制改正に伴うものというのが、法人市民税の一部国税化の影響のありますし、法人実効税率の影響もありますし、それを合わせますと、トータルでマイナス243億円となっております。道府県税が増収となるのは、法人事業税が今まで地方法人特別税として国税で取られていたものが地方に戻ったという所でプラス458億円というのが大きく影響していると思います。この税制改正においては、都道府県においては良く、市町村においては辛い税制改正の内容となっております。

法人実効税率の見直しが今回されるということで、市町村としましては、法人税率の引き下げに伴いまして、法人市民税が減収となる代替措置ではなく、減収とならない様な措置をしていただきたいという要望をしておりました。〇〇委員から「具体的にはどのような措置を提案されているのか」というご質問ございましたが、具体的な提案というのはいりませんが、今回課税ベースを拡大するというので、幾分かの増収があるとは思いますが、それだけでは十分でないというのが今回の改正の結論であったということが数字から読み取れる所です。引き続き何らかの方法で要望をしていきたいと思っております。今後法人課税の在り方はどのようなものなのかという事で、国にも有効な反論をしていくためにも、先生方の研究の成果を課題としていただければと思います。

今日は、残り30分くらいですが、次回以降の論点を建てるためにも先生方がどこに関心を持たれているのかということ、問題の一番奥は、地方の法人課税であるというのは、応益的な所得課税、あるいは利潤課税がダメであって、むしろ応益的なものにすべきである。それの方が是正偏在という最大の問題、あるいは景気に感応するという意味での不安定性を除去できるので、地方の財源として、法人関係については、安定的かつ普遍性の高い外形標準をすべきだということはどう考えるのかということです。

もう一つの本丸のところは、市町村については、そういう改革が考えられておりませんので、事業税については、今後半分という、国際的にみても聞いたことのないことですが、付加価値割にいきますので、市町村について、それが無いとすると、市町村の法人住民税は、無くしてもいいのか。ということになります。あるいは、そこをガラッと変えて、そこも外形標準課税を導入するという考えもあります。いずれにしてもこの二つ、被っている部分もありますが、わけました。

一つは、地方法人課税の在り方、もう一つは、市町村税としての法人住民税をどう考えるかということが本丸になります。ただ、前提として、いきなりそこを攻めても空中戦になりそうところが無きにしもあらずなので、もちろんそこは折に触れて先生方にご意見をお伺いしていきますけれども、今日の所は、そこに行く前に何か疑問があれば、出していただいて、次回以降それを論点にしていきたいと思っております。税制改正から派生すること、あるいは税制改正の中で関心があるところをご発言いただければと思います。

たとえば、数年前から始まっている地方法人特別税、事業税の分も含めて、損得計算をやるとどうなっているのか、全く分かりません。国では「見合い」と言われますが、地方法人特別税と地方法人税が今度「見合い」だと言われますが、全然付き合っていない。税源交換論の様な話もあります。消費税がふえるのだからいいではないかという見合いの言い方もされました。しかし、これも見合っていないです。結局何とも見合っていないで、これはいったい何なのだろうか。結局、全体として地方税が減ったという印象

座 長

	<p>を受けますが、良くわかっていない。なぜ分からないかという、交付税が増えるからいいではないか、という話も無きにしもあらずです。自治体の現場では、地方税減るけれども、交付税が増えるから財源的にはトントンではないかという話もありますけれども、我々からすると信じられない話ですが、一部では信じられています。もう一回精査して、全体の税制改正に伴う減収と増収と埋め合わせがどうなっているのかというのを調べてみたい気がします。ただ、全体でやるとこれは、難しいと思いますので、例えば横浜ではどうなりそうか、神奈川県でどうなりそうかはできるのであればやりたいです。これは損得勘定になってしまいますけれども、論点の一つになるような気はしています。なぜこれを国がやれるのか。ここまで押し通せるのか。財源くらい保障されていけば分かりますけれども、明らかに減収となっているのに、一次期は「地方に財源を」と政治家たちが言っていた割には完全に逆方向に行きましたので、これはどう解釈をしたらいいのだろうかというのが私の大きな疑問です。</p> <p>なにか感想、疑問、注意点がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>〇 〇 委 員</p>	<p>〇〇委員の疑問に付け加えてですが。横浜市はどうかというのは置いておいて、日本全体の交付税交付金等の配布されている金額というのは、下がっていますし、財務省の動きをみると、どのようにして交付税交付金を下げるかという話になっていますし、今の総務大臣の高市さんが下げ幅を少なくして死守しますとご発言されていましたがけれども、そのあたりも賄いきれるのかということの全体像というのは、非常に気になります。大都市はかえって、良くなるのではないかということが昨年秋ごろ聞いたこともあります。しかし、それは本当にそうなのかは、計算しておいたほうがよろしいと思います。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>国では非常に税収が好調で、地方も全体的には増えると言われておるのですが、本市の予算は、来週発表させていただくのですが、本市の税収は減ってしまいます。法人について言えば、100 億円ほど減収となります。そのうち半分は、一部国税化の影響で減ってしまいます。企業収益というのは、昨年と比べてやはりよくないということで、50 億円の減収となっています。国の税収があれだけ好調である理由は分かりませんが、都市によればらつきが出るのではないかと考えています。今年度は消費税がいくら入って、また、交付税がいくら入って、その影響がどうであったのかというのは、決算を見てもないとなかなか分かりませんので、先ほど座長からお話があった数字も決算としてお示しが出来るのは、夏ごろになってしまうと思います。準備は、進めさせていただきたいと思います。</p>
<p>〇 〇 委 員</p>	<p>税制だけを見ると、市町村は、国税の税率を下げておりますので、その影響を法人住民税が受けていると思います。ここで試算されているように、三大都市圏の市町村で法人住民税の減収が相当大きいと思います。これは、一回で終わらなくて、何年か続けてやると聞いています。だから、法人住民税の減収は、大きな影響を与えていると思います。ある程度予測をしておいて、見込みをしておいて、その上の財源をどう手当てするかということを考えておかなければならないと思います。歳入で穴が開くということも考えられますので、そうすると自分たちで単独で公債を発行しないといけない場合もあります。その所特に横浜は、影響あると思います。大阪ほどではないとは思いますが、気を付けた方が良くと思います。だから、対応的な措置を国が取ってくれるのかという事を政令市は要望をしないと、歳出は増えていきます。政令市は、急速に高齢化が進んで、子育て支援という事もあるのですが、それ以上に老年者に対する政令市が独自にやっている部分がありまして、それが飛躍的に広がってきます。そのバランスで見ると、結構厳しい予算になるということを考えないと大変だと思います。特に横浜市は、子育てを非常に拡充していくということを表に出しているの、削れないと思います。やはり高齢者に対しては、恒常的に拡大していくと思いますので、タイトな予算になると思います。今座長がおっしゃったように、</p>

	<p>交付税を期待する仕組みがありませんし、国も考えておりませんので、考え方を考えていると思います。相当厳しい事を想定して、歳出策を探していかなければいけないと思います。</p>
税制課長	<p>その点については、国への要望では、「地方法人税は廃止、復元」を求めています。都道府県レベルでは、賛成派です。地方も一枚岩にならないといえますか、大都市ならではの課題ではあると思います。</p>
座長	<p>今、おっしゃっていただいたところで、交付税に詳しい〇〇委員が居ないですが、交付税でなんとかかすとか、埋め合わせ財源でなんとかかすということになると、問題になるのは、自主財源比率が非常に落ちますから、市町村にとって自主財源は必要ないのかという話になります。現状、交付税そのものが補助金化していますけれども、ますます補助金に頼る地方自治体になって、やはり集権が進むと思います。</p> <p>今の論点で言いますと、もう一つ、都市の所をどうするのかということだと思います。三大都市圏でいうと、指定市の税が、一般市と同じでいいのか、ということになると、必ずしも横浜市税制調査会ですので、大都市だけ考えるということとはよくありませんので、市町村全体の話をしたと思います。やはり大都市であれば、事業税の方によっていくこともオプションとしてありうるのか、事業税が外形標準に移行していった時に大都市はそっちの方向で住民税なり、あるいは事業税そのものに乗りに乗っていくということも含めて、意見とすれば出てくると思います。我々とする用意をして、大都市税制というものを考えないといけないと思います。そうだとすると非常に大きな論点になるかもしれません。その辺りが、今、〇〇委員がおっしゃっていただいたことの重要な論点だと思います。</p>
〇〇委員	<p>法人税は、税率を引き下げているが、法人事業税の外形標準を強化しています。法人事業税の外形基準について、1億円以下の法人は、適用されないという事でよろしいですよ。</p>
税制課長	<p>そうです。</p>
〇〇委員	<p>ある意味中小企業にとっては、一安心の内容ですね。いずれそこに食い込んでくると思います。それを考えた時に、固定資産税とのバランスだと思います。中小企業が地方には多いということを前提に言うならば、個人的には所得課税を行っていることは、世界の傾向的に厳しいとは思いますが。法人の所得に課税をするというのは珍しいので、ここを強化していくという事は、世界的な傾向をみると厳しくて、そうすると応益課税ではないですが、物税的な、固定資産税の様なものに強化せざるを得ないのではないのでしょうか。取れるところからしっかりと取るという発想です。外形標準の課税を強化しつつ、固定資産税もしっかり取りましょうとなってくると、中小企業は立ち行かなくなります。</p>
座長	<p>固定資産税の土地は、今時価ですが、これを取引価格とか、賃借料にしてしまうと、外形標準の一つの要素にそのままなりますので、その議論をやると複雑になってきます。広く言えば外形、土地はその一つですので、ご指摘の様な議論が出てくる可能性は非常に高いです。経産省からすれば、不動産課税ベースになれば、企業にとっては楽です。これを自治体から見るとどうかということですよ。我々の課題からすれば、非常に面白い論点だと思います。法人課税をどう行うべきか、そして外形、外形と言っても付加価値で言っているのは珍しい。外形といえば普通は、土地と従業員、給与というところが出てきます。</p>
〇〇委員	<p>この付加価値は、消費税率が低いからということがあるのでしょうか。</p>
座長	<p>それも含めて少し遡ってやらないといけないかもしれません。</p>
〇〇委員	<p>市町村は、法人税が下げられて、法人市民税の税収が落ちた、これは国の影響であるということは、税制課長も大変であると認識されていました。基本的な税制の論理で言うと、市町村がこういう形で税金を徴収するという根拠が難しいものがあります。応益的な要素</p>

	<p>であると通常は言うけれども、税制上は難しいです。市町村がこの企業に対して、我々は、「公共サービスを企業といえども受けていて、それに見合うという形で徴収する」とこれまでは根拠にしているけれども、最近の議論で言うと、難しい。なぜそのようなことを言うかという、法人税自体の考え方が従来タイプのいわゆる課税ベースの所得に対して課税するというよりもむしろレント課税の議論が税理論の中でされていて、正常利潤にはかけなくて、超過利潤にはかける法人税の本来の在り方ではないかということはかなり一般化されています。そういう点から言っても横浜市が法人住民税で徴収をあげる発想が基本的にはないし、逆にそれが減ったとしてもそれを主張していくことは難しいと思います。逆に考えると〇〇委員が言ったように基本的には固定資産税、プロパティタックスを横浜市は今後きちんと主張していくべきではないかと思います。固定資産税の在り方そのものというものを知っていく。それで、現状では、総務省が調整項目を付けていて、きちんと固定資産税に対して徴収できないシステムになっている。いわゆる減額調整という、地価があがったのに、5年とか10年とかずっと徴収できないシステムがある。これを都市部の地価の高いと思われる団体は「見直してほしい」とどこかでやらないと見合う金額を徴収できないです。</p>
税制課企画係長	<p>指定市は、負担調整措置の見直しについては、言っています。</p>
〇〇委員	<p>行政の施策をしようという時は、莫大なコストがかかるわけです。ところがとる方は、固定資産に対してなかなか取れない。まさによく言う所の応益的な要素である固定資産税が機能しないという可能性になりうる。今言ったのは別に住宅を特別扱いにするということを行っているのではなく、全体の、商業地なども含めて、そここのところをきちんと理論武装をして、きちんと固定資産税を本来の在り方で、評価の在り方、調整措置の在り方を整理すべきです。また、差を付けるべきだと思います。それはどういうことかということかという、住宅地というのは、特別な扱い・対応をすべきです。なぜかということ、これは収益はないので、そこはあまりあげなくてもいい。少なくとも商業用地は、そこで収益をあげているので、それを地代に反映させて、それに見合う固定資産税収をいただくということを今後主張していかないと、まずいのではないかと思います。</p>
座長	<p>ありがとうございます。今日の所は、次回以降の論点であります。</p>
〇〇委員	<p>法人実効税率を引き下げた方が良いという国の方向性に対しての横浜市がどう思っているのか。そもそもそれでいいのか、私はそうは思いません。民間に勤めていたり、コンサルタントをやっていたりする中で、そうは思いません。そういうそもそも論から話し合うのでしょうか。</p>
座長	<p>お出しいただければ、全ての話に共通してそうですが、次回以降どういう論点で行くか、今、例えば固定資産税にいきましたけれども、その前提としまして、法人税とはなんだという一番答えにくいのですが、なぜ法人負担は下げたり上げたりするのか、当然議題にはなるかとは思いますが。</p>
〇〇委員	<p>法人減税したことで、得られる効果が得られないのであれば。</p>
座長	<p>もちろんご発言の機会はずいぶん作りたいと思います。私も同じようにして、今の議論はあまりにも表面的なので、税率をあげろといっている人は仕方ありませんけれども、そここのところをどう考えるのか、法人税とはなにか、法人の負担とは何か、ということを一回論点としてはやっていただいた上で、固定資産税がどこまで入るか分かりませんが、その前に法人課税という色々なものが議論に入ってくると思いますので、幅広に来年度改めて年度が変わった時に始めさせていただきたいと思います。今いただいた意見はほぼ拾えるように論点整理させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。いずれにしても今年の税制改正は今まで以上に唐突だし、かなり過激なので、よくも</p>

	<p>ここまで言ったなと思います。それぞれ思惑がうごめいてい居るのだとは思いますが、ぜひ先生方もご注視いただいたうえで、こちらにお知らせいただけることがあればいただけると大変にありがたいと思っております。それではこれで閉めさせていただきますので、事務局にお返しいたします。</p>
税 制 課 長	<p>ありがとうございました。今年度は、本日の会議をもちまして、終了させていただきたいと思っております。今日は、所用で局長も主税部長も会議に来られず、申し訳ありませんでした。本日は、ありがとうございました。</p>